各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中

← 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和８年８月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直し等に係る周知への協力依頼について

計３枚（本紙を除く）

Vol.1506

令和８年５月２９日

厚生労働省老健局介護保険計画課、
老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

事　務　連　絡
令和８年５月２９日

各　都道府県
　　市 町 村　　介護保険担当主管部（局）　御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老 人 保 健 課

令和８年８月からの特定入所者介護（予防）サービス費の見直し等に
係る周知への協力依頼について

介護保険制度の運営につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和８年８月１日より、介護保険法第 51 条の３第２項第２号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の３第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する告示（令和８年厚生労働省告示第 88 号）等に基づき、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における食費・居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。

当該引上げの内容等について、事業所及び利用者の方々に御理解いただくことを目的とした参考資料を添付しますので、各自治体におかれましては、これらも活用しつつ、管内の介護サービス事業者へ積極的に周知いただくようお願いします。

（注）参考資料には、現在改正作業中であり、８月施行予定の利用者負担段階に関する基準額についての見直し内容（（旧）80.9 万円→（新）82.65 万円）が含まれています。当該内容の改正については、追って通知を発出する予定ですが、関係者への事前周知にご配慮いただきますようお願いします。

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が
令和8年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

！ 令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については 100円（日額）引き上がります。

＊食費の基準費用額についても100円（日額）引き上がります。

			基準費用額	負担限度額（負担いただく日額） 第1段階	第2段階	第3段階① 令和8年7月まで	第3段階① 令和8年8月から	第3段階② 令和8年7月まで	第3段階② 令和8年8月から
食費【ショートステイの場合】			1,545円	300円【300円】	390円【600円】	650円【1,000円】	680円【1,030円】	1,360円【1,300円】	1,420円【1,360円】
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院(注)	697円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

補足給付の対象となる方

（令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準を見直します。）

利用者負担段階	補足給付の主な対象者（令和8年8月～）※非課税年金も含む		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額(※)＋合計所得金額が 82.65万円 以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額(※)＋合計所得金額が 82.65万円 超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額(※)＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み　（令和８年８月～）

○　食費・居住費について、利用者負担第１～第３段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
○　**標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		※　平成28年８月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
第1段階	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額（日額（月額））	負担限度額　（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
食費			1,545円　（4.7万円）	300円　（0.9万円） 【300円】	390円　（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円　（2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
居住費	多床室	特養等	915円　（2.8万円）	0円　（　0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	530円　（1.6万円）
居住費	多床室	老健・医療院（室料を徴収する場合）	697円　（2.1万円）	0円　（　0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	530円　（1.6万円）
居住費	多床室	老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	437円　（1.3万円）	0円　（　0万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）	430円　（1.3万円）
居住費	従来型個室	特養等	1,231円　（3.7万円）	380円　（1.2万円）	480円　（1.5万円）	880円　（2.7万円）	980円　（3.0万円）
居住費	従来型個室	老健・医療院等	1,728円　（5.3万円）	550円　（1.7万円）	550円　（1.7万円）	1,370円　（4.2万円）	1,470円　（4.5万円）
居住費	ユニット型個室的多床室		1,728円　（5.3万円）	550円　（1.7万円）	550円　（1.7万円）	1,370円　（4.2万円）	1,470円　（4.5万円）
居住費	ユニット型個室		2,066円　（6.3万円）	880円　（2.6万円）	880円　（2.6万円）	1,370円　（4.2万円）	1,470円　（4.5万円）